

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

法令名	旅館業法	担当課	薬務衛生課	検索番号	17
許認可等	旅館業の営業許可	根拠条項	3-1		
<p>(根拠規定)</p> <p>○旅館業法 (昭和23年法律第138号)</p> <p>〔営業の許可〕</p> <p>第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事 (保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。) の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>四 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者</p> <p>五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者 (第八号において「暴力団員等」という。)</p> <p>六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 (法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。) が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>七 法人であつて、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>八 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>○旅館業法施行令 (昭和32年政令第152号)</p> <p>(構造設備の基準)</p> <p>第一条 旅館業法 (以下「法」という。) 第三条第二項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 一客室の床面積は、七平方メートル (寝台を置く客室にあつては、九平方メートル) 以上であること。</p> <p>二 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。</p> <p>○旅館業法施行規則 (昭和23年厚生省令第28号)</p> <p>(構造設備の基準)</p> <p>第四条の三 旅館業法施行令 (昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。) 第一条第一項第二号の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。</p> <p>二 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。</p> <p>三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。</p>					

- 五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 六 適当な数の便所を有すること。
- 七 その設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。
- 八 その他都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下この条において同じ。）が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

○旅館業法施行条例（昭和32年愛媛県条例第44号）

（構造設備の基準）

第5条の2 政令第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室は、換気窓により衛生的な空気環境を十分に確保することができる構造とすること。ただし、これに代えることのできる適当な換気装置がある場合は、この限りでない。
- (2) 客室は、採光窓により自然光線を十分に採光することができる構造とすること。
- (3) 客室は、収容定員に応じた十分な広さを有するとともに、客室ごとに室名又は室番号及び定員数を表示すること。
- (4) 浴室及び洗面所は、清掃を容易に行うことができる構造とすること。
- (5) 便所は、適当な数の便器を備え、換気口又は換気装置を設けること。
- (6) 便所の位置は、井戸及び調理場（配膳室を含む。）から適当な距離を有すること。

<収容定員、窓の構造の目安となる基準>

○旅館業法施行条例の一部改正における留意事項について

（平成30年7月27日付け30第722-1号 愛媛県保健福祉部長通知）

2 条例第4条表第1の項第9号に規定していた一客室の定員数について、具体的な数値的規定を削除し、改正後の条例第5条の2第1項第3号において「客室は、収容定員に応じた十分な広さを有するとともに、客室ごとに室名又は室番号及び定員数を表示すること。」と改正したところであるが、客室が十分な広さを有しているかの判断は、当分の間、改正前の基準を準用することとし、客室の床面積が概ね次の広さを有しているかを目安とすること。

(1) 旅館・ホテル営業及び下宿営業

寝台無し 収容定員1人あたり3.3平方メートル

寝台有り 収容定員1人あたり4.5平方メートル

(2) 簡易宿所営業

営業許可申請に当たって宿泊者数を10人未満とする施設

収容定員1人あたり3.3平方メートル

営業許可申請に当たって宿泊者数を10人以上とする施設

寝台無し 収容定員1人あたり2.5平方メートル

寝台（階層式寝台を除く）有り 収容定員1人あたり3.0平方メートル

階層式寝台有り 収容定員2人あたり4.5平方メートル

なお、季節的状況や地理的状況により周辺の宿泊施設が明らかに不足する場合、災害等における避難者の受入に使用する場合、団体宿泊者、家族旅行者等を宿泊させる際に客の事情により客室を貸し切りの状態で使用する場合など、特別の事情がある場合は、宿泊者の了解のもと公衆衛生の維持に十分に配慮した上で、設定した収容定員を超えて宿泊させることは差し支えない。

ただし、その場合であっても、一客室の収容人数が次を超えないように指導すること。

(1) 旅館・ホテル営業及び下宿営業

寝台無し 床面積2.5平方メートルにつき1人

寝台有り 床面積3.0平方メートルにつき1人

(2) 簡易宿所営業 床面積1.8平方メートルにつき1人※

※営業許可申請に当たって宿泊者数を10人未満とした施設は、全客室の収容人数の合計が許可申請時の宿泊者数を超えないように注意すること。

3 改正後の条例第5条の2第1項第1号の「換気窓により衛生的な空気環境を十分に確保することができる構造」及び第2号の「採光窓により自然光線を十分に採光することができる構造」であるかは、建築基準法を遵守しているかを目安として判断すること。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の入浴施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) ろ過器は、浴槽ごとに設置するよう努め、その1時間当たりの処理能力は、浴槽の容量以上であり、そのろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるものであること。
- (2) 集毛器は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設けること。
- (3) 浴槽における原水の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造で

あること。

- (4) 循環水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。
- (5) 打たせ湯及びシャワーが設置されている場合は、循環水を用いない構造であること。
- (6) 貯湯槽は、完全に排水できる構造であること。
- (7) 気泡発生装置等が設置されている場合は、点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、かつ、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。
- (8) 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽内の湯水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、オーバーフロー還水管は循環配管に直接接続せず、かつ、回収槽は地下に埋設しないでその内部の清掃を容易に行うことのできる位置又は構造になつているとともに、回収槽内の湯水を消毒することができる設備が設けられている場合にあつては、この限りでない。
- (9) 水位計は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造又は配管等を要しない構造であること。
- (10) 配管内の浴槽水が完全に排水できる構造であること。
- (11) 調節箱は、清掃しやすく、かつ、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行うことのできる構造であること。
- (12) 屋外に浴槽が設置されている場合は、その浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水と混じらない構造であること。

附 則（令和2年愛媛県条例第15号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
（旅館業法施行条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて旅館・ホテル営業若しくは簡易宿所営業を営んでいる者又は旅館・ホテル営業若しくは簡易宿所営業について同項の許可の申請をしている者がこの条例の施行の際現にその営業の用に供し、又は供することとしている施設については、増築し、改築し、又は大規模な修繕若しくは模様替えをするまでの間は、第2条の規定による改正後の旅館業法施行条例第5条の2第4項の規定の適用については、同項第7号中「点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、かつ、その」とあるのは、「その」とし、同項第3号、第4号、第6号及び第8号から第11号までの規定は、適用しない。

- 2 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 客室の延床面積は、三十三平方メートル（法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人未満とする場合には、三・三平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。
 - 二 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね一メートル以上であること。
 - 三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - 四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
 - 五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
 - 六 適当な数の便所を有すること。
 - 七 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

○旅館業法施行条例（昭和32年愛媛県条例第44号）

（構造設備の基準）

第5条の2 政令第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室は、換気窓により衛生的な空気環境を十分に確保することができる構造とすること。ただし、これに代えることのできる適当な換気装置がある場合は、この限りでない。
- (2) 客室は、採光窓により自然光線を十分に採光することができる構造とすること。
- (3) 客室は、収容定員に応じた十分な広さを有するとともに、客室ごとに室名又は番号及び定員数を表示すること。

2 政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、客室の換気にあつては前項第1号の規定に、客室の採光にあつては同項第2号の規定に、客室の広さ等にあつては同項第3号の規定に適合することとする。

<収容定員、窓の構造の目安となる基準>

○旅館業法施行条例の一部改正における留意事項について

（平成30年7月27日付け30葉第722-1号 愛媛県保健福祉部長通知）

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の入浴施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) ろ過器は、浴槽ごとに設置するよう努め、その1時間当たりの処理能力は、浴槽の容量以上であり、そのろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるものであること。
- (2) 集毛器は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設けること。
- (3) 浴槽における原水の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。
- (4) 循環水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。

- (5) 打たせ湯及びシャワーが設置されている場合は、循環水を用いない構造であること。
- (6) 貯湯槽は、完全に排水できる構造であること。
- (7) 気泡発生装置等が設置されている場合は、点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、かつ、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。
- (8) 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽内の湯水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、オーバーフロー還水管は循環配管に直接接続せず、かつ、回収槽は地下に埋設しないでその内部の清掃を容易に行うことのできる位置又は構造になつているとともに、回収槽内の湯水を消毒することができる設備が設けられている場合にあつては、この限りでない。
- (9) 水位計は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造又は配管等を要しない構造であること。
- (10) 配管内の浴槽水が完全に排水できる構造であること。
- (11) 調節箱は、清掃しやすく、かつ、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行うことのできる構造であること。
- (12) 屋外に浴槽が設置されている場合は、その浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水と混じらない構造であること。

附 則 (令和2年愛媛県条例第15号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
(旅館業法施行条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて旅館・ホテル営業若しくは簡易宿所営業を営んでいる者又は旅館・ホテル営業若しくは簡易宿所営業について同項の許可の申請をしている者がこの条例の施行の際現にその営業の用に供し、又は供することとしている施設については、増築し、改築し、又は大規模な修繕若しくは模様替えをするまでの間は、第2条の規定による改正後の旅館業法施行条例第5条の2第4項の規定の適用については、同項第7号中「点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、かつ、その」とあるのは、「その」とし、同項第3号、第4号、第6号及び第8号から第11号までの規定は、適用しない。

3 法第三条第二項の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- 二 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
- 三 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 四 適当な数の便所を有すること。
- 五 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

○旅館業法施行条例(昭和32年愛媛県条例第44号)

(構造設備の基準)

第5条の2 政令第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (3) 客室は、収容定員に応じた十分な広さを有するとともに、客室ごとに室名又は室番号及び定員数を表示すること。

3 政令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、第1項第3号の規定に適合することとする。

<収容定員の目安となる基準>

○旅館業法施行条例の一部改正における留意事項について

(平成30年7月27日付け30薬第722-1号 愛媛県保健福祉部長通知)

(構造設備の基準の特例)

第二条 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては、前条第一項又は第二項に定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。

○旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)

[季節的に利用される施設等]

第五条 令第二条に規定する施設は、次のとおりとする。

- 一 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
- 二 交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの
- 三 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設
- 四 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設

2 次の表の上欄に掲げる施設については、同表の下欄に掲げる基準は、適用しない。

前項第一号から第三号までに掲げる施設	令第一条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号の基準
前項第四号に掲げる施設	令第一条第二項第一号の基準

3 第一項第一号から第三号までに掲げる施設については、季節的状況、地理的状況等によつて令第一条第一項第四号及び第二項第四号の基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができるものとする。

3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。）
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの

○旅館業法施行条例（昭和32年愛媛県条例第44号）

（清純な施設環境を保持しなければならない施設）

第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設
- (3) 青少年教育施設、スポーツ施設等のうち、主として児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項の児童をいう。以下同じ。）の利用に供され、又は多数の児童の利用に供されるものであつて知事が定めるもの

2 知事は、前項第3号に掲げる施設を定めたときは、告示するものとする。

4 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）については、当該学校が大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。）又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下この項において「公立大学法人」という。）が設置する学校であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長）、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長）の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意

見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。

○旅館業法施行条例（昭和32年愛媛県条例第44号）

（意見を聴取すべき者）

第3条 前条第1項の施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて意見を求める者は、次のとおりとする。

- (1) 当該施設の設置者が国であるときは、当該施設の長
- (2) 当該施設の設置者が地方公共団体であるときは、当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- (3) 前2号以外の施設であつて、当該施設について監督庁があるときは、当該監督庁
- (4) 前各号以外の施設については、当該施設の存する市町長

5 第二項又は第三項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。

6 第一項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。

○旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）

〔営業許可申請書〕

第一条 旅館業法第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、事務所所在地、代表者の氏名及び定款又は寄附行為の写し）
- 二 営業施設の名称及び所在地
- 三 営業の種別
- 四 営業施設が第五条第一項に該当するときは、その旨
- 五 営業施設の構造設備の概要
- 六 法第三条第二項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

2 前項の申請書には、営業施設の構造設備を明らかにする図面を添付しなければならない。

○旅館業法施行細則（昭和32年愛媛県規則第50号）

（許可申請）

第1条 旅館業法第3条第1項の規定により営業の許可を受けようとする者は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当する場合にあつては、その内容を具体的に記載した書類
- (2) 営業施設の構造設備の概要を記載した書類及び図面
- (3) 法第3条第2項各号に該当する場合にあつてはその内容を具体的に記載した書類、該当しない場合にあつては疎明書
- (4) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (5) 営業施設付近150メートル以内の見取図
- (6) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が第10条第1項第1号の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類

第2条 前条の申請をした者が営業施設を新たに建築しようとする者であるとき、又は現に建築中の者であるときは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の交付を受けた後、速やかにその写しを添えて様式第2号により知事に届け出なければならない。